

布川国賠裁判控訴審判決にあたっての声明

8月27日、東京高裁は、冤罪・布川国賠裁判の控訴審で判決を出した。その内容は、警察官の虚偽の事実を含めた強い心理的動揺を与えての自白の強要、検察官の高圧的で虚偽の事実を告げた自白の強要、自白の内容の捏造を違法な捜査と認定し、自白がなければ逮捕・勾留、起訴、有罪判決、刑の執行もなかったはずとして、その後の起訴、証拠隠しなどの訴訟活動について「判断するまでもなく、」不法行為が成立するとして、桜井さんの国家賠償請求を認めた。

私たちはまず、検察・警察は、桜井昌司さんに謝罪すべきであると考えます。検察・警察は、国賠裁判でも、確定審当時の主張を繰り返して、いたずらに裁判を長引かせ、桜井さんを犯人と言い続けてきた。法廷の外でも、再審裁判で桜井さんが無罪となった後も、桜井さんが犯人と言っている。再審請求が認められて以降、すべての裁判で桜井さんは無罪と判断されてきた。国賠裁判でも東京地裁、東京高裁は検察・警察の違法行為をはっきりと認定し、不法行為を認めた。

検察・警察は、自ら捏造した犯罪で桜井さんの人生を狂わせてしまったことについて認め、公の場で正面から謝罪すべきである。

判決は、違法行為と認定した桜井さんと杉山さんの取調べについて、争いのない事実とこれまで開示された証拠をもとに、実に丁寧に事実を認定した。その結果、桜井さん・杉山さん・弁護士が当初から主張していた事実をそのまま認めるものとなった。東京高裁が判断の基礎とした証拠は当初から検察・警察の手元に存在しているものであった。確定審はなぜ誤判し、それを改めるために半世紀もの年月を要したのか。それは、警察・検察が証拠を隠して、裁判所の判断の基礎にならなかったからに他ならない。この証拠隠しにより桜井さん杉山さんは長年冤罪の汚名を着せられ苦しんだのである。本判決によって証拠隠しの重大性がますます明らかになったと考える。

証拠開示は裁判所が公正な判断をするために不可欠な制度である。東京地裁は一定の場合に検察官に証拠開示義務を認めた。冤罪事件の多くが検察・警察の証拠隠しに阻まれて無罪を証明できずにいる実態がある。

冤罪は、その被害を受けた者、その家族の人生を狂わせるものであり、国や県はそれを起こさないための法制度を真摯に考えるべきである。私たちは国に対し、証拠隠しを許さない制度、すべての証拠を開示する制度の確立を求める。少なくとも再審裁判においては、今まで警察・検察が独占していた証拠をすべて開示させ、全証拠に基づいて、誤判だったか否かの判断をさせる場とすべく再審法を改正すべきであることを強く主張する。

2021年8月31日

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会
日本国民救援会中央本部、同 茨城県本部
再審・えん罪事件全国連絡会